

# 革新的な医薬品の開発迅速化

(平成29年9月22日 国家戦略特別区域法第37条の6)

## 特例措置前

○国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)は、臨床研究中核病院等における革新的新薬の創出を目指した実用化研究について、創薬支援ネットワークにて知財・研究戦略の策定・助言や技術支援、企業への導出支援等を実施している。

## ニーズ

○革新的な医薬品等を迅速かつ効率的に開発、実用化したい。

## 特例措置

○AMEDの創薬戦略部に、国家戦略特区内の臨床研究中核病院に対する担当拠点コーディネーターを設置し、出口戦略、知財戦略等様々な相談に対応する窓口機能を強化。これにより、創薬シーズの実用化に向けた橋渡し研究の強力なサポートを行う。

## 特区法第37条の6の概要

国は、国家戦略特区において、革新的な医薬品等の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、国家戦略特区内の臨床研究中核病院において行われる当該医薬品の研究開発の実施に携わる者等に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

## 効果

○日本発の革新的医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。